

募集要項等に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			
1	様式集及び記載要領	2		1	(4)	ア	③		委任状について	記入するコンソーシアム構成員の代表者名および印鑑は、様式4-②に添付する印鑑証明と一致させること。とありますが、様式4-②の添付書類の印鑑証明書とは代表企業だけでなくコンソーシアム構成員各社の印鑑証明書も添付する必要があるということでしょうか。	様式4-②に添付する印鑑証明書は、代表企業の印鑑証明で結構です。様式集及び記載要領を変更します。
2	様式集及び記載要領	2		1	(4)	ア	③		委任状	「(様式6に)記入するコンソーシアム構成員の代表者名及び印鑑は、様式4-②に記載する代表者名及び様式4-②に添付する印鑑証明書と一致させること」とありますが、様式4-②の押印は代表企業のみであるため、添付する印鑑証明書は代表企業のもののみと理解しております。構成員は様式6(委任状)に印鑑証明書を添付して提出するというのでしょうか?	ご理解のとおりです。様式集及び記載要領を変更します。
3	様式集及び記載要領	2		1	(4)	ア	③		委任状	「なお、記入するコンソーシアム構成員の代表者名および印鑑は、様式4-②に記載する代表者名及び様式4-②に添付する印鑑証明書と一致させること」とありますが、様式4-②は代表企業のみが提出する者と理解しています。構成員の印鑑証明は不要という理解でよろしいでしょうか。	様式4-②についてはご理解のとおりです。ただし、様式6において、コンソーシアム構成員の印鑑証明の添付を求めるとします。様式集及び記載要領を変更します。
4	様式集及び記載要領	2		1	(4)	ア	④			委任状提出にあたって、代表企業以外のコンソーシアム構成員の印鑑証明は必要でしょうか? 「記入するコンソーシアム構成員の代表者名および印鑑は(中略)添付する印鑑証明書に一致させること」との記載がありますが、委任状には、コンソーシアム構成員しか押印しないと理解しています。一方、様式4-②に代表者を記載し、印鑑証明書を添付するのは、代表企業のみと理解しているため、確認させていただければ幸いです。	様式4-②についてはご理解のとおりです。ただし、様式6において、コンソーシアム構成員の印鑑証明の添付を求めるとします。様式集及び記載要領を変更します。
5	様式集及び記載要領	2		1	(4)	ウ			参加表明書に係る印鑑証明書	構成企業は、委任状には、押印をしますが、印鑑証明書の提出は必要ないという理解で良いでしょうか。	様式6において、コンソーシアム構成員の印鑑証明の添付を求めるとします。様式集及び記載要領を変更します。

募集要項等に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	③	エ		e			
6	様式集及び記載要領	2		1	③	エ		e	応募者の会社概要等	親会社も同一のコンソメンバーの場合でも、子会社は親会社分の書類(a, b, 又は c、及び d) は必要ですか。	様式集及び記載要領に記載のとおり PFI 法第 9 条第 4 号に該当し、同法施行令第 1 条に定める「親会社等」である場合は、その親会社に関する書類の添付が必要になります。またその条件に合致する親会社が同一のコンソーシアムの構成員である場合等、同一資料を重複して添付する必要はありません。
7	様式集及び記載要領	3	1	(4)	オ				参加資格要件の実績を示す書類	「応募者の 100%出資会社であることが確認できる資料」とは、当該出資会社による原本証明を付した株主名簿でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、株主名簿に限定するものではないこと、ご注意ください。
8	様式集及び記載要領	3	1	(4)	オ				参加資格要件の実績を示す書類	「応募者の 100%出資会社による実績は応募者の実績として認める」とありますが、応募者と同一の持株会社の傘下に発電事業の運営維持業務の実績を有する企業がある場合に、当該発電事業者を応募者の実績としてお認めいただけますでしょうか。	実績として認めるのは、応募者の 100%子会社のみです。
9	様式集及び記載要領	37							【様式 5-③】 応募企業又は代表企業及びコンソーシアム構成員の役員名簿	役員名簿の中に住所とありますが、ここでいう住所とは、役員個人が住民登録をしている住所のことでしょうか？ 役員個人の住所を開示することは難しいため、登記簿謄本の提出により、名簿に記載する役員構成の証明に代えさせて頂けないでしょうか。	鳥取県の行政事務からの暴力団の排除に関する要綱に基づき、排除対象者であるか照会を行うために様式 5-③の役員名簿に記載する内容の全てが必要であり、住所に関しては役員個人が住民登録をしている住所を記載してください。
10	様式集及び記載要領	37	-	-	-	-	-	-	役員名簿の住所について	会社法上の役員について、住所を記載の上、提出することとなっていますが、個人情報保護および管理上の都合により、開示できない会社(構成員)がコンソーシアムに含まれます。この場合の対処方法をご指示ください。	鳥取県の行政事務からの暴力団の排除に関する要綱に基づき、排除対象者であるか照会を行うために様式 5-③の役員名簿に記載する内容の全てが必要であり、漏れなく記載してください。
11	様式集及び記載要領	38								委任状に記載された委任事項の中に 6. 復代理人の選任および解任に関する件となっていますが、復代理人の選任が必要となる手続きが、今回の公募において具体的に想定されていれば、例示いただきたく存じます。	プレゼンテーションの日程の抽選等を想定しています。

募集要項等に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			項目名
12	優先交渉権者選定基準	12		6	(2)				表2 運営権対価の評価	入札参加者のうち1社のみが募集要項に定める運営権対価分割金の最低提案価格64億円を下回る価格で提案した場合、当該提案者は入札参加資格を満たさないと判断されますでしょうか(他の参加者は最低提案価格以上で提案)。	最低提案価格を下回る価格での提案は、本事業募集の要件を満たさなく、また、第二次審査書類の提出に際しては、様式10に基づく誓約をいただくことが前提となっているため、ご指摘のケースは発生しないものと認識しております。
13	優先交渉権者選定基準	12		6	(2)				表2 運営権対価の評価	全ての提案者が募集要項に定める運営権対価分割金の最低提案価格64億円を下回る価格で提案した場合、本事業の募集はどのような扱いになりますでしょうか。	募集要項IV4(2)⑧及び⑨をご参照ください。
14	募集要項 優先交渉権者選定基準	17 12	II 6	11. 表2	(2) 5.				最低提案価格 運営権対価	左記の募集要項該当部分で最低提案価格が示されていますが、一方で「いずれの運営権設定対象施設においても0円以上で提案すること」との記載があります。また、左記の優先交渉権者選定基準の評価点計算式は最低価格以下でも計算が成り立つ式となっています。最低価格を下回る提案を行った場合の記載が見当たりませんが、失格となる(そもそも参加資格がない)取り扱いとなるでしょうか。	最低提案価格を下回る価格での提案は、本事業募集の要件を満たさなく、また、第二次審査書類の提出に際しては、様式10に基づく誓約をいただくことが前提となっているため、ご指摘のケースは発生しないものと認識しております。
15	優先交渉権者選定基準	13	別紙						第一次審査提案項目における実績評価の詳細	当社の水力発電所の運営を目的に設立した当社の100%出資子会社については実績を認めて下さい。コンソーシアムの構成に関連する質問なので、「参加資格関連」として質問させていただきます。	実績として認めません。
16	募集要項	18	III	1	(2)				応募者の構成	コンソーシアムを構成する事業者の本事業等の遂行上果たす役割等を明らかとすると御座いますが、当該役割は募集要項等にて規定される、再整備業務・運営維持業務・統括マネジメント業務といった役割分担であるのか、より具体的に役割を明確化するべきものであるか御教示いただけますでしょうか。	ご質問のいずれによるべきか特段の指定はありません。
17	募集要項	18	III	1	(4)				応募者の構成	募集要項等において定義される、議決権株式及び無議決権株式についてですが、完全無議決権株式ではない議決権制限株式は議決権株式と無議決権株式のどちらに該当しますでしょうか。	完全無議決権株式ではない議決権制限株式の発行は想定しておりません。基本協定第3条第1項第5号をご参照ください。

募集要項等に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			項目名
18	募集要項	19	Ⅲ	2	(9)				応募者に共通の参加資格	アドバイザーに起用とは、本事業の応募期間（優先交渉権者の決定まで）において、応募企業若しくは代表企業又はコンソーシアム構成員による当該アドバイザーへの金銭の支払が発生する契約関係がある状態を意味するものと理解してよろしいでしょうか。	アドバイザーとは、「アドバイザーとは、弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタントその他の専門家であって、特定の応募企業又はコンソーシアムのために本募集要項に基づく募集における応募提案を検討する者として、応募企業若しくは代表企業又はコンソーシアム構成員が選任した者」を指します。よって、金銭の支払が発生する契約関係にないためアドバイザーに該当しない、というわけではありません。
19	募集要項	19	Ⅲ	2	(9)				応募者に共通の参加資格	実施方針に関する質問・意見及び回答（平成31年3月20日）」のNo. 210の公表用回答の通り、審査会委員本人又は審査委員の人事権を有する者以外であれば、鳥取大学関係者をアドバイザーとして起用出来るとのことですが、起用が禁止されている者のうち、「審査委員の人事権を有する者」について、該当しないことを貴県に証明する必要があるかご教示下さい。また、必要がある場合、どのような形で証明すればよろしいかご教示下さい。 なお、本ご回答の趣旨を踏まえますと、鳥取大学に限らず、他の審査委員が所属する法人・団体の関係者であっても、禁止される者に該当しないのであれば、本案件に関して接触、アドバイザー協力、協業等をして良いと解釈してもよろしいでしょうか。	各応募者において、「審査委員の人事権を有する者」に該当しないことを証明する必要はありません。 また、質問のなお書き以降については貴見のとおりです。